

平成 19 年 度
柳 川 市 一 般 会 計 決 算 資 料

福 岡 県 柳 川 市

目 次

○ 平成 19 年度柳川市各会計決算の状況

1. 決算収支の状況

2. 繰越の状況

3. 歳入の状況

4. 市税の徴収実績

5. 歳出の状況

(1) 目的別

(2) 普通会計決算純計操作

(3) 性質別

6. 人件費の状況

7. 市債の状況

8. 合併特例債借入状況

9. 各種基金の状況

10. 経常収支比率の状況

11. 財政指標及び地方財政健全化法比率

12. 決算の概要（普通会計分）

13. 財政用語集

平成19年度柳川市各会計決算の状況

(単位:千円)

【一般会計】	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支額
一般会計	27,874,325	27,492,120	382,205	38,690	343,515
【特別会計】	20,519,836	20,446,040	73,796	24,594	49,202
国民健康保険特別会計	10,085,409	9,932,345	153,064		153,064
老人保健特別会計	8,628,629	8,765,597	△ 136,968		△ 136,968
住宅新築資金等特別会計	8,301	7,238	1,063		1,063
公共用地先行取得等特別会計	0	0	0		0
下水道事業特別会計	1,797,497	1,740,860	56,637	24,594	32,043
一般・特別会計 合計	48,394,161	47,938,160	456,001	63,284	392,717

【公営企業会計】

水道事業会計

(単位:千円)

収益的収支	1,393,270	1,248,413	(税抜き額 134,105) 144,857	
資本的収支	747,858	1,113,918	△ 366,060	不足分については、損益勘定留保資金311,697千円、消費税・地方消費税資本的収支調整額16,163千円及び建設改良積立金38,200千円で補てん。

1. 柳川市一般会計決算収支の状況

(単位：千円)

区 分		平成 19 年 度	平成 18 年 度	増 減
歳 入 総 額		27,874,325	28,019,595	△ 145,270
歳 出 総 額		27,492,120	27,408,636	83,484
歳 入 歳 出 差 引		382,205	610,959	△ 228,754
翌年度に繰り 越すべき財源	継続費通次繰越額			
	繰越明許費繰越額	38,690	46,030	△ 7,340
	事故繰越繰越額			
	計	38,690	46,030	△ 7,340
実 質 収 支		343,515	564,929	△ 221,414

2. 繰越の状況

平成19年度から平成20年度に下記の3事業を繰り越しました。

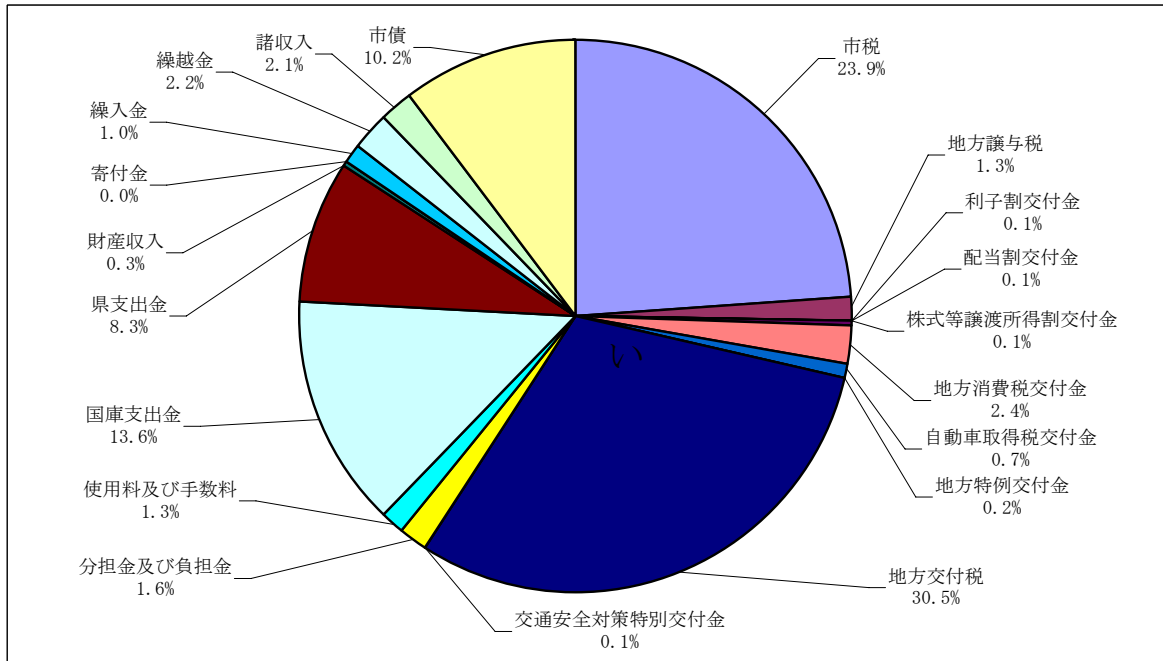
(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源		一般財源
						国 県 支 出 金	地 方 債	
8款 土木費	4項 都市計画費	歴史を活かしたまちづくり事業	45,500	45,500			34,100	11,400
8款 土木費	4項 都市計画費	柳川駅東部土地区画整理事業	139,500	139,500		36,200	80,000	23,300
10款 教育費	5項 社会教育費	文学者副読本作成業務委託料	3,990	3,990				3,990
合 計			188,990	188,990		36,200	114,100	38,690

3. 歳入の状況

(単位：千円、%)

	平成19年度		平成18年度		増減額 A-B C	増減率 C/B*100
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比		
1 市税	6,655,668	23.9	6,010,771	21.5	644,897	10.7
2 地方譲与税	371,388	1.3	868,827	3.1	△ 497,439	△ 57.3
3 利子割交付金	31,151	0.1	24,109	0.1	7,042	29.2
4 配当割交付金	24,810	0.1	22,335	0.1	2,475	11.1
5 株式等譲渡所得割交付金	16,028	0.1	17,311	0.1	△ 1,283	△ 7.4
6 地方消費税交付金	656,569	2.4	680,577	2.4	△ 24,008	△ 3.5
7 自動車取得税交付金	207,858	0.7	224,933	0.8	△ 17,075	△ 7.6
8 地方特例交付金	49,042	0.2	152,043	0.5	△ 103,001	△ 67.7
9 地方交付税	8,495,936	30.5	8,567,810	30.6	△ 71,874	△ 0.8
10 交通安全対策特別交付金	17,739	0.1	17,836	0.1	△ 97	△ 0.5
11 分担金及び負担金	449,639	1.6	454,275	1.6	△ 4,636	△ 1.0
12 使用料及び手数料	363,294	1.3	369,347	1.3	△ 6,053	△ 1.6
13 国庫支出金	3,799,447	13.6	3,705,654	13.2	93,793	2.5
14 県支出金	2,307,673	8.3	2,148,034	7.7	159,639	7.4
15 財産収入	98,063	0.3	64,809	0.2	33,254	51.3
16 寄付金	2,808	0.0	1,680	0.0	1,128	67.1
17 繰入金	287,701	1.0	314,500	1.1	△ 26,799	△ 8.5
18 繰越金	610,959	2.2	429,363	1.5	181,596	42.3
19 諸収入	573,452	2.1	547,881	2.0	25,571	4.7
20 市債	2,855,100	10.2	3,397,500	12.1	△ 542,400	△ 16.0
合 計	27,874,325	100.0	28,019,595	100.0	△ 145,270	△ 0.5



国庫支出金・県支出金の内訳（一千万円以上）

国庫支出金

(単位：千円)

区 分	金 額
国庫負担金	2,583,508
生活保護費	1,018,232
私立保育所委託費	532,210
児童扶養手当	101,864
自立支援給付費	316,557
被用者児童手当	175,669
非被用者児童手当	58,942
特別障害者手当等	15,881
国民健康保険基盤安定事業費	31,519
老人保健事業費	28,612
土地区画整理事業負担金	144,200
公立学校施設整備費	34,193
公共土木施設災害復旧費	121,494
国庫補助金	1,193,628
地域生活支援事業費	12,187
次世代育成支援対策交付金	113,942
地域介護・福祉空間整備交付金	15,000
小型合併処理浄化槽設置補助金	40,279
地域水産物供給基盤整備事業補助金	222,300
市町村道整備事業費	116,820
まちづくり交付金	344,000
土地区画整理事業補助金	83,600
住宅市街地総合整備事業費	60,500
安全安心の学校づくり交付金	152,050
国庫委託金	22,311
基礎年金等事務費	15,443
合計	3,799,447

県支出金

(単位：千円)

区 分	金 額
県負担金	1,009,738
保育所運営委託費	266,105
被用者児童手当	97,854
非被用者児童手当	58,823
国民健康保険基盤安定事業費	227,997
自立支援給付費	157,763
老人保健事業費	28,612
土地区画整理事業負担金	39,900
農業用施設災害復旧費	121,683
県補助金	1,115,912
重度心身障害者医療費	108,846
母子家庭等医療費	34,137
乳幼児医療費	42,064
放課後児童健全育成事業費	19,180
児童育成事業費	11,134
小型合併処理浄化槽設置事業費	40,003
漁村再生交付金	82,500
農村環境整備事業費	27,600
地盤沈下対策事業費	26,820
元気な地域づくり交付金事業費	49,680
国土調査事業費	13,050
活力ある高収益型園芸産地育成事業費	50,437
地域水産物供給基盤整備事業費	111,150
水産業振興等施設整備交付金	224,021
国営造成施設管理体制整備促進事業費	19,053
公営住宅建設事業費	31,872
合併推進特例交付金	150,000
県委託金	182,023
県税徴収費	109,156
福岡県知事・県議会議員選挙費	20,895
参議院議員通常選挙費	24,602
柳川古文書館費	10,969
合計	2,307,673

歳入決算の款別説明

1 款 市 税

(1) 市民税

地方税の基幹的なものであり、行政サービスを提供するために必要な経費について、広く住民に負担してもらうもので、市内に住所を有するものが納税義務者となります。なお、19年度は、国の三位一体改革による税源移譲の関係で個人所得割が大幅な増収となっております。

(単位：千円、%)

	19年度	18年度	増減額	伸率
個人均等割	92,607	89,535	3,072	3.4
個人所得割	2,372,614	1,831,088	541,526	29.6
法人均等割	121,197	126,710	△5,513	△4.4
法人税割	310,729	347,061	△36,332	△10.5
計	2,897,147	2,394,394	502,753	21.0

(2) 固定資産税

市民税とともに地方税の基幹的なものであり、土地、家屋及び償却資産の3種類に対する財産税で、その所有者が納税義務者となります。

(単位：千円、%)

	19年度	18年度	増減額	伸率
土地	1,159,988	1,122,452	37,536	3.3
家屋	1,622,072	1,571,433	50,639	3.2
償却資産	404,722	339,769	64,953	19.1
国有資産等所在市交付金	12,347	13,262	△915	△6.9
計	3,199,129	3,046,916	152,213	5.0

(3) 軽自動車税

軽自動車、原動機付自転車などの所有者に対する税です。

(単位：千円、%)

19年度	18年度	増減額	伸率
154,972	150,038	4,934	3.3

(4) 市たばこ税

製造たばこの消費に対する税。19年度の税率は1,000本につき3,298円。(旧3級品の紙巻たばこ1,564円)平成18年7月改定。(旧3級品の紙巻たばこ：エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びウルマの6銘柄)

(単位：千円、%)

19年度	18年度	増減額	伸率
396,888	409,374	△12,486	△3.1

(5) 入湯税

鉱泉浴場における入湯に対する税です。(宿泊150円、日帰り50円)

(単位：千円、%)

19年度	18年度	増減額	伸率
7,509	9,032	△1,523	△16.9

(6) 都市計画税

都市計画区域内の土地、家屋に対する税です。滞納繰越分及び課税漏れに係る調定分です。

(単位：千円、%)

19年度	18年度	増減額	伸率
23	1,017	△994	△97.7

2款 地方譲与税

(1) 所得譲与税

三位一体の改革に伴う地方への税源移譲が実施されるまでの3年間（H16～H18）における繋ぎの税源補てん措置として制度化されたものであり、所得税の収入額のうち一定額を国勢調査人口を基礎に交付されていましたが、本格的な税源移譲に併せて平成19年度から廃止されました。

(2) 自動車重量譲与税

国税として徴収される自動車重量税の収入額の1/3に相当する額を自動車重量譲与税として市町村に譲与されるもので、道路の延長及び面積を基礎に算定されます。

(3) 地方道路譲与税

国税として徴収される地方道路税の収入の全額を地方道路譲与税の財源としており、その100分の42に相当する額を市町村の道路の延長及び面積により按分して譲与されます。

(単位：千円、%)

	19年度	18年度	増減額	伸率
所得譲与税	—	492,314	△492,314	皆減
自動車重量譲与税	276,028	280,117	△4,089	△1.5
地方道路譲与税	95,360	96,396	△1,036	△1.1
計	371,388	868,827	△497,439	△57.3

3款 利子割交付金

県に納入される利子割額に相当する額から5%の事務費を控除した額の3/5を市町村の個人県民税額を基礎に按分して交付されます。

(単位：千円、%)

19年度	18年度	増減額	伸率
31,151	24,109	7,042	29.2

4款 配当割交付金

一定の上場株式等の配当等に課税される配当割について、その3分の2相当額が市町村に対して当該市町村の個人県民税額を基礎に交付されます。

(単位：千円、%)

19年度	18年度	増減額	伸率
24,810	22,335	2,475	11.1

5款 株式等譲渡所得割交付金

源泉徴収を選択した特定口座における株式等譲渡所得割について、その3分の2相当額が市町村に対して当該市町村の個人県民税額を基礎に交付されます。

(単位：千円、%)

19年度	18年度	増減額	伸率
16,028	17,311	△1,283	△7.4

6款 地方消費税交付金

消費税5%のうち1%分が地方消費税の税額（残り4%分が消費税の税額）となっており、その2分の1を人口及び従業者数により按分し市町村に交付されます。

(単位：千円、%)

19年度	18年度	増減額	伸率
656,569	680,577	△24,008	△3.5

7款 自動車取得税交付金

県税として徴収される自動車取得税から5%の事務費を控除した額の70%相当額を市町村の道路の延長及び面積により按分し交付されます。

(単位：千円、%)

19年度	18年度	増減額	伸率
207,858	224,933	△17,075	△7.6

8款 地方特例交付金

減税補てん特例交付金は、恒久的な減税に伴う地方税の一部を補てんするための地方税の代替的な性格を有する財源として平成11年度に創設されました。交付金の算定方法は、当該年度における地方税の減収見込額の3/4に相当する額から、市町村たばこ税の増収見込額を控除した額とされてきました。しかし、恒久的減税の廃止に併せて平成19年度から廃止されました。

児童手当特例交付金は、18年度から児童手当支給対象年齢が小学校3学年終了から小学校終了までに引き上げられるなどの制度拡充が行われたことによる地方負担の増加に対応するために交付されるものです。

特別交付金は、恒久的減税の廃止に併せて減税補てん債が18年度をもって廃止されたことに伴う経過措置として19年度から3年間（19年度～21年度）交付されるものです

(単位：千円、%)

	19年度	18年度	増減額	伸率
減税補てん特例交付金	—	129,568	△129,568	皆減
児童手当特例交付金	35,309	22,475	12,834	57.1
特別交付金	13,733	—	13,733	皆増
計	49,042	152,043	△103,001	△67.7

9款 地方交付税

地方交付税の総額は、所得税、酒税の収入額の32%、法人税の収入額の35.8%、消費税の収入額の29.5%、たばこ税の収入額の25%と定められています。なお、普通交付税と特別交付税の財源比率は94対6とされています。

(単位：千円、%)

	19年度	18年度	増減額	伸率
普通交付税	7,259,837	7,247,715	12,122	0.2
特別交付税	1,236,099	1,320,095	△83,996	△6.4
計	8,495,936	8,567,810	△71,874	△0.8

10款 交通安全対策特別交付金

交通反則金に係る収入相当額等から郵便手数料相当額及び通告書送付費支出金相当額の合算額を控除した金額が都道府県及び市町村に交付されることになっています。

(単位：千円、%)

19年度	18年度	増減額	伸率
17,739	17,836	△97	△0.5

11款 分担金及び負担金

保育園や老人ホームの利用など特定の事業について、その経費にあてるため特別に関係ある者がその経費の全部又は一部を市町村に対して負担するものです。

(単位：千円、%)

19年度	18年度	増減額	伸率
449,639	454,275	△4,636	△1.0

12款 使用料及び手数料

(1) 使用料 温泉給湯や公営住宅等、行政財産の使用に対する使用料です。

(2) 手数料 印鑑証明の交付や畜犬登録、不燃物処理場等行政事務に対する手数料です。

(単位：千円、%)

	19年度	18年度	増減額	伸率
使用料	216,186	218,151	△1,965	△0.9
手数料	147,108	151,196	△4,088	△2.7
計	363,294	369,347	△6,053	△1.6

- 13款 国庫支出金** 地方公共団体がその事務を行なうために要する経費に充てるための支出金です。
- (1)国庫負担金 一定の事務について、経費の負担区分を定めて国がその一部又は全部を義務的に負担するもの。
- (2)国庫補助金 国が、施策遂行のために奨励的あるいは財政援助的に地方公共団体に交付するもの。
- (3)国庫委託金 国が行なうべき事務を地方公共団体に行なわせ、実施に要する経費の全額を交付するもの。

(単位：千円、%)

	19年度	18年度	増減額	伸率
国庫負担金	2,583,507	2,633,742	△50,235	△1.9
国庫補助金	1,193,629	1,046,930	146,699	14.0
国庫委託金	22,311	24,982	△2,671	△10.7
計	3,799,447	3,705,654	93,793	2.5

14款 県支出金

県が市町村の特定の経費に対して交付する支出金。国庫支出金と同様に性質に応じて、県負担金、県補助金、県委託金に区分されます。

(単位：千円、%)

	19年度	18年度	増減額	伸率
県負担金	1,009,738	1,098,033	△88,295	△8.0
県補助金	1,115,912	952,788	163,124	17.1
県委託金	182,023	97,213	84,810	87.2
計	2,307,673	2,148,034	159,639	7.4

- 15款 財産収入** 普通財産の貸付け、売払いによる収入や、基金利子などです。

(単位：千円、%)

19年度	18年度	増減額	伸率
98,063	64,809	33,254	51.3

16款 寄付金

(単位：千円、%)

	19年度	18年度	増減額	伸率
総務費寄付金	50	80	△30	△37.5
民生費寄付金	2,095	1,000	1,095	109.5
教育費寄付金	663	600	63	10.5
計	2,808	1,680	1,128	67.1

- 17款 繰入金** 財源調整や特定の事業の遂行のために基金などから繰り入れるものです。

(単位：千円、%)

19年度	18年度	増減額	伸率
287,701	314,500	△26,799	△8.5

- 18款 繰越金** 前年度の決算剰余金と繰り越した事業にかかる一般財源です。

(単位：千円、%)

19年度	18年度	増減額	伸率
610,959	429,363	181,596	42.3

19款 諸収入

他のいずれの収入科目にも組み入れることができない収入で、延滞金、加算金及び過料、市預金利子、貸付金元利収入などがあります。

(単位：千円、%)

19年度	18年度	増減額	伸率
573,452	547,881	25,571	4.7

20款 市 債

市の長期的な借入金です。公共施設の建設など大規模な事業の財源に充てることで、財政負担を平準化し、また、将来利用する者との負担の世代間調整の役割も果たします。

(単位：千円、%)

19年度	18年度	増減額	伸率
2,855,100	3,397,500	△542,400	△16.0

地方交付税制度

(1) 地方交付税制度の目的

地方公共団体の自主性を損なわずに地方財源の均衡化を図り、必要な財源の確保を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することにある。

◎財源の均等化（財政調整機能）

地方団体間における財政力の格差を解消するため、地方交付税の適正な配分を通じて地方団体間の過不足を調整する。

◎財源の保障（財源保障機能）

- ・地方交付税の総額が国税5税の一定割合として法定されることにより、地方財源は総額として保障されている。
- ・基準財政需要額、基準財政収入額という基準の設定を通じて、どの地方団体に対しても行政の計画的な運営が可能となるように必要な財源を保障する。

(2) 地方交付税制度運営の基本

◎地方交付税の総額を財源不足団体に対し、衡平に交付しなければならない。（地方交付税法第3条の1）

◎交付にあたっては地方自治の本旨を尊重し、条件を付け又はその用途を制限してはならない。（地方交付税法第3条の2）

この点で、地方交付税は国庫補助金と根本的に異なる性格を有しており、地方税と並んで憲法で保障された地方自治の理念を実現していくための重要な一般税源（地方で自主的な判断で使用できる財源）である。

(3) 地方交付税の総額

所得税・酒税	32.0%	消費税	29.5%
法人税	35.8%	たばこ税	25.0%

(4) 地方交付税の種類

◎普通交付税 ・財源不足団体に対し、交付税総額の94%

◎特別交付税 ・普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し交付し、交付税総額の6%

(5) 特別交付税の決定

特別交付税の額は、

- ・基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要があること。
- ・基準財政収入額に過大に積算された財政収入があること。
- ・普通交付税の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要があること等を考慮して決定される。

4. 市税の徴収実績

(単位：千円、%)

区分 税科目	平成19年度			平成18年度	比較	
	調定額	収入額(A)	徴収率	収入額(B)	増減額 (A)-(B)	増減率
普通税	7,044,613	6,648,136	94.4	6,000,722	647,414	10.8
市民税	3,017,794	2,897,147	96.0	2,394,394	502,753	21.0
個人均等割	95,913	92,607	96.6	89,535	3,072	3.4
個人所得割	2,484,081	2,372,614	95.5	1,831,088	541,526	29.6
上記の内 退職所得分	28,179	28,179	100.0	30,852	△ 2,673	△ 8.7
法人均等割	125,074	121,197	96.9	126,710	△ 5,513	△ 4.4
法人税割	312,726	310,729	99.4	347,061	△ 36,332	△ 10.5
固定資産税	3,460,373	3,199,129	92.5	3,046,916	152,213	5.0
純固定資産税	3,448,026	3,186,782	92.4	3,033,654	153,128	5.0
土地	1,255,081	1,159,988	92.4	1,122,452	37,536	3.3
家屋	1,755,046	1,622,072	92.4	1,571,433	50,639	3.2
償却資産	437,899	404,722	92.4	339,769	64,953	19.1
国有資産等 所在市交付金	12,347	12,347	100.0	13,262	△ 915	△ 6.9
軽自動車税	169,558	154,972	91.4	150,038	4,934	3.3
市たばこ税	396,888	396,888	100.0	409,374	△ 12,486	△ 3.1
目的税	8,956	7,532	84.1	10,049	△ 2,517	△ 25.0
入湯税	7,509	7,509	100.0	9,032	△ 1,523	△ 16.9
都市計画税	1,447	23	1.6	1,017	△ 994	△ 97.7
土地	593	9	1.5	417	△ 408	△ 97.8
家屋	854	14	1.6	600	△ 586	△ 97.7
合計	7,053,569	6,655,668	94.4	6,010,771	644,897	10.7
国民健康保険税	2,851,235	2,318,982	81.3	2,257,340	61,642	2.7

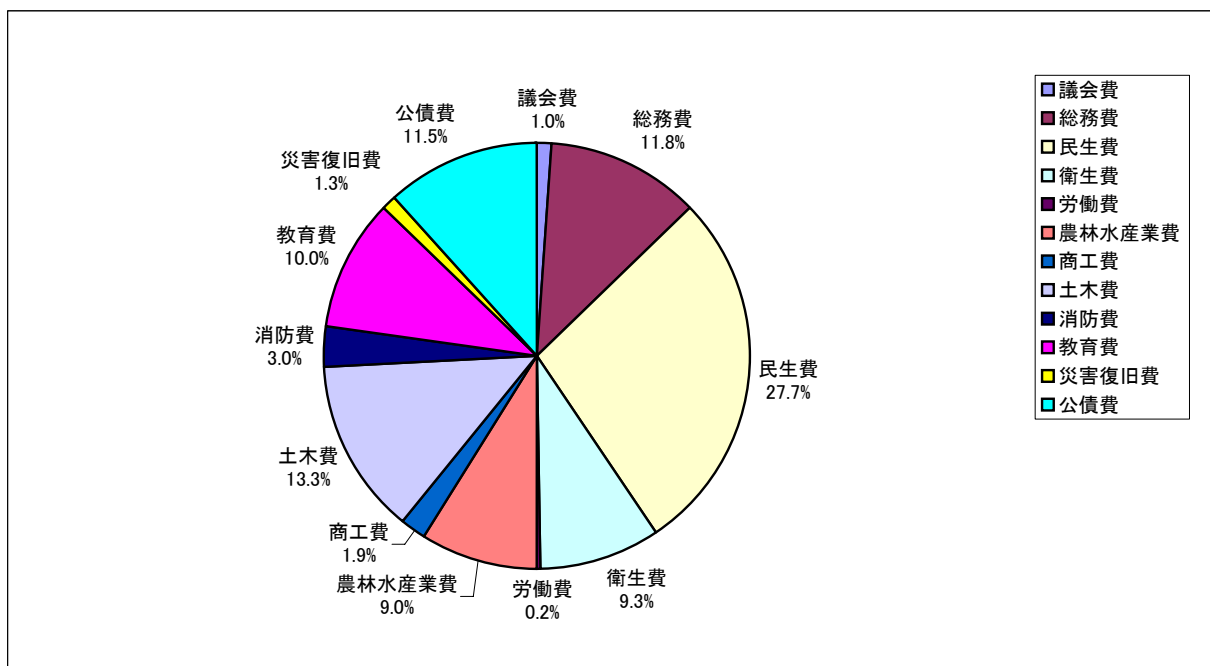
※現年課税分及び滞納繰越分の合算額です。

5. 歳出の状況

(1) 目的別

(単位：千円、%)

区分 款・項	平成19年度		平成18年度		増減額 A-B C	増減率 C/B*100
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比		
1 議会費	272,983	1.0	316,693	1.1	△ 43,710	△ 13.8
2 総務費	3,228,826	11.8	2,959,204	10.8	269,622	9.1
3 民生費	7,625,289	27.7	7,384,191	26.9	241,098	3.3
4 衛生費	2,559,809	9.3	2,552,155	9.3	7,654	0.3
5 労働費	45,787	0.2	48,559	0.2	△ 2,772	△ 5.7
6 農林水産業費	2,469,023	9.0	2,624,655	9.6	△ 155,632	△ 5.9
7 商工費	532,011	1.9	521,214	1.9	10,797	2.1
8 土木費	3,655,084	13.3	3,608,005	13.2	47,079	1.3
9 消防費	827,163	3.0	912,697	3.3	△ 85,534	△ 9.4
10 教育費	2,741,068	10.0	3,147,282	11.5	△ 406,214	△ 12.9
11 災害復旧費	362,149	1.3	426,151	1.6	△ 64,002	△ 15.0
12 公債費	3,172,928	11.5	2,907,830	10.6	265,098	9.1
13 予備費	0	0.0	0	0.0	0	—
合計	27,492,120	100.0	27,408,636	100.0	83,484	0.3



目的別経費の増減内容 (増減率±5%以上)

(単位：千円、%)

区分	増減額	増減率	主な増減の内容
議会費	△ 43,710	△ 13.8	議員報酬 △36,480 一般職給 △5,427 政務調査交付金 △1,490
総務費	269,622	9.1	積立金(減債基金) 487,158 積立金(財調基金) △164,404 市議会議員選挙費 △46,175 コミュニティセンター建設補助金 △15,000
労働費	△ 2,772	△ 5.7	柳川市シルバー人材センター運営費補助金 △2,621
農林水産業費	△ 155,632	△ 5.9	玄米色彩選別機導入補助金 △53,840 アスパラガス集出荷場及び自動受入選別機整備事業補助金 △28,408 【筑後川下流域農業開発促進費】負担金、補助金 △7,502 【ほ場整備事業推進費】 土地改良事業借入金償還金補助金 △26,344 県営かんがい排水事業負担金 △28,088
消防費	△ 85,534	△ 9.4	【常備消防費】 一般職給 △17,749 職員手当等 △6,602 共済費△21,585 【非常備消防費】 旅費(費用弁償) △3,318 【消防施設費】 消防ポンプ自動車購入費 △48,542 施設整備費 17,611
教育費	△ 406,214	△ 12.9	藤吉小学校校舎改築工事費 397,433 共同調理場建設費 △636,637 市民温水プール改修事業 △161,898
災害復旧費	△ 64,002	△ 15.0	台風災害復旧費 △57,312
公債費	265,098	9.1	市債償還元金 148,995 財政融資資金繰上償還元金 64,501 公営企業金融公庫繰上償還元金 53,340

(2) 普通会計決算純計操作

1. 決算統計算定純計操作処理要領

通常、マスコミ等で報道される決算状況については、国の全国標準のルールによる地方財政状況調査、いわゆる「決算統計」をもとに行われるものであり、この時に用いる会計を「普通会計」といいます。本市における普通会計は、「一般会計」、「住宅新築資金等特別会計」及び「公共用地先行取得等特別会計」で、これらの会計を一定のルールに基づき、算定合算したものが決算数値であります。

具体的には、下記のとおりです。

区分	歳入	歳出	差引
一般会計	27,874,326	27,492,120	382,206
住宅新築資金等特別会計	8,300	7,238	1,062
小計①	27,882,626	27,499,358	383,268

□ 普通会計内の繰入・繰出の調整

一般会計と住宅新築資金等特別会計の繰入・繰出の相殺	△ 3,000	△ 3,000	—
小計②	△ 3,000	△ 3,000	—
合計①+②	27,879,626	27,496,358	383,268

※普通会計内において繰入・繰出を行っている場合、決算規模がその分大きくなるため、繰入・繰出が無かったものとして決算調整するものです。具体的には、一般会計から300万円の繰出しをし、住宅新築資金等特別会計で300万円の繰入れをしており、これを調整したものです。なお、公共用地先行取得等特別会計は、歳入歳出ともに執行額がありません。

2. 一般会計と決算統計の比較

区分	一般会計	決算統計	差引
歳入	27,874,325	27,879,626	△ 5,301
歳出	27,492,120	27,496,358	△ 4,238
差引	382,205	383,268	△ 1,063
翌年度に繰り越すべき財源	38,690	38,690	0
実質収支	343,515	344,578	△ 1,063

(3) 性質別

(単位：千円、%)

	平成19年度		平成18年度		増減額	増減率
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	A-B C	C/B*100
1 人件費	5,134,341	18.7	5,194,577	19.0	△ 60,236	△ 1.2
2 物件費	2,726,386	9.9	2,828,699	10.3	△ 102,313	△ 3.6
3 維持補修費	128,642	0.5	155,516	0.6	△ 26,874	△ 17.3
4 扶助費	5,152,268	18.7	4,969,818	18.1	182,450	3.7
5 補助費等	1,958,452	7.1	2,003,491	7.3	△ 45,039	△ 2.2
6 公債費	3,180,128	11.6	2,918,722	10.6	261,406	9.0
7 積立金	521,097	1.9	199,309	0.7	321,788	161.5
8 投資・出資・貸付金	365,458	1.3	349,534	1.3	15,924	4.6
9 繰出金	2,507,610	9.1	2,403,611	8.8	103,999	4.3
10 投資的経費	5,821,976	21.2	6,393,305	23.3	△ 571,329	△ 8.9
うち人件費	77,440	0.3	101,629	0.4	△ 24,189	△ 23.8
1 普通建設事業費	5,490,178	20.0	5,988,165	21.8	△ 497,987	△ 8.3
補助事業費	2,873,428	10.5	2,315,148	8.4	558,280	24.1
単独事業費	2,163,140	7.9	2,900,836	10.6	△ 737,696	△ 25.4
県営事業負担金	387,810	1.4	713,431	2.6	△ 325,621	△ 45.6
同級他団体施行事業負担金	65,800	0.2	58,750	0.2	7,050	12.0
2 災害復旧事業費	331,798	1.2	405,140	1.5	△ 73,342	△ 18.1
合計	27,496,358	100.0	27,416,582	100.0	79,776	0.3

※平成18年度・平成19年度地方財政状況調査（決算統計）による。

説 明

1 人件費

報酬、給料、職員手当、共済費、退職手当等の人件費です。

2 物件費

賃金、旅費、需用費、役務費、備品購入費、委託料等にかかる経費です。

3 維持補修費

道路やクリーク、各種施設等公共用又は公用施設を維持補修するための経費です。

4 扶助費

生活保護、障害者福祉、老人福祉等社会保障のための経費です。

5 補助費等

報償費や負担金、補助金等にかかる支出で、一部事務組合負担金が主なものです。

6 公債費

地方債の発行による元金の償還及び利子の支払いに要する経費です。

7 積立金

基金への積立金です。

8 投資・出資・貸付金

福岡県南水道企業団に対する出資、中小企業者等経営安定資金融資預託金等が主なものです。

9 繰出金

一般会計と特別会計間の予算の相互充用のために支出される経費です。
決算額は国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、下水道特別会計に対する繰出金及び介護保険
広域連合への負担金です。

10-1 普通建設事業費

道路、橋りょう、学校などの建設や100万円以上の備品購入に係る経費です。
国からの補助などを受けて行なう補助事業費、県からの補助を受けて又は独自に行なう単独事業費、
県が行なう事業の一部を負担する県営事業負担金等に分類されます。

10-2 災害復旧事業費

災害によって被害を受けた施設などを原形に復旧するための経費です。

6. 人件費の状況

◎総括

(単位：千円、%)

区分	平成19年度		平成18年度		比較	
	決算総額(A)	構成比	決算総額(B)	構成比	(A)-(B)	伸び率
歳出総額	27,496,358	100.0	27,416,582	100.0	79,776	0.3
内 人 件 費	5,134,341	18.7	5,194,577	18.9	△ 60,236	△ 1.2

1. 議員

(単位：千円、%)

区 分	平成19年度	平成18年度	増 減	備 考
報 酬	140,728	174,515	△ 33,787	H18.10月～30人
期末手当	44,505	47,198	△ 2,693	
共 済 費	22,152	19,130	3,022	
合 計	207,385	240,843	△ 33,458	

2. 長等(市長、副市長、収入役、教育長)

(単位：千円、%)

区 分	平成19年度	平成18年度	増 減	備 考
給 料	33,220	33,220	0	
職員手当	20,472	20,472	0	
調整手当	0	0	0	
期末手当	10,506	10,506	0	
退職手当組合負担金	9,966	9,966	0	
共 済 費	5,616	7,178	△ 1,562	
合 計	59,308	60,870	△ 1,562	

3. 職員給

(単位：千円、%)

区 分	平成19年度	平成18年度	増 減	備 考
給 料	2,119,245	2,171,558	△ 52,313	
職員手当	1,665,377	1,643,287	22,090	
扶養手当	87,858	83,212	4,646	
調整手当	0	0	0	
地域手当	11,483	750	10,733	
管理職手当	31,896	33,123	△ 1,227	
時間外勤務手当	85,958	78,819	7,139	
特殊勤務手当	945	778	167	
休日勤務手当	25,989	29,360	△ 3,371	
夜間勤務手当	4,601	4,728	△ 127	
通勤手当	18,666	18,976	△ 310	
住居手当	41,390	41,986	△ 596	
期末勤勉手当	894,513	897,895	△ 3,382	
退職手当組合負担金	439,277	435,089	4,188	
管理職員特別勤務手当	76	426	△ 350	
児童手当	22,725	18,145	4,580	
共 済 費	604,013	615,830	△ 11,817	
合 計	4,388,635	4,430,675	△ 42,040	

4. その他の特別職

(単位：千円、%)

区 分	平成19年度	平成18年度	増 減	備 考
報 酬	421,275	403,700	17,575	行政・審議会委員、嘱託職員等
恩給及び退職年金	945	2,193	△ 1,248	
災害補償費	7,121	6,250	871	
職員共済会負担金	13,446	13,855	△ 409	
そ の 他	36,226	36,191	35	消防団員退職報償費等
合 計	479,013	462,189	16,824	

※平成19年度・平成18年度地方財政状況調査(決算統計)による

◇議員及び長等の報酬等の状況(H20.4.1)

区分	給料月額等	期末手当
給料	市長	819,000円
	副市長	701,100円
	収入役	624,150円
報酬	議長	455,900円
	副議長	407,400円
	議員	388,000円
		6月期 1.60月分 12月期 1.70月分 計 3.30月分

◇部門別職員数の状況

区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
部門		H20.4.1	H19.4.1		
一般行政	議会	6	6	0	育休者、退職者の復帰による職員減 後期高齢制度導入による職員減 事務の統廃合による職員減 産業活性化推進室の新設による職員増
	総務	89	96	△7	
	税務	34	34	0	
	民生	63	65	△2	
	衛生	32	46	△14	
	水	55	53	2	
	農工	14	13	1	
	土木	52	52	0	
	小計	345	365	△20	
	特別行政	教育	81	84	
	消防	82	81	1	欠員補充
普通会計計		508	530	△22	
公営企業 等会計	水道	13	13	0	後期高齢制度導入、特定健診など業務量増による職員増
	その他	38	32	6	
	小計	51	45	6	
合計		559	575	△16	教育長を含む

◇職員手当の状況(H20.4.1)

区分	柳川市		国		
期末 勤勉 手当	支給月	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.40月分	0.75月分	1.40月分	0.75月分
	12月期	1.60月分	0.75月分	1.60月分	0.75月分
	計	3.00月分	1.50月分	3.00月分	1.50月分
退職 手当	区分	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	23.5月分	30.55月分	23.5月分	30.55月分
	勤続25年	33.5月分	41.34月分	33.5月分	41.34月分
	勤続35年	47.5月分	59.28月分	47.5月分	59.28月分
	最高限度	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
	退職時特別昇給	なし		なし	
その他加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
		1人当たり(19年度)平均支給額25,492千円			

区分	柳川市	国
扶養手当	配偶者 13,000円、被扶養者6,500円 配偶者のない場合は1人のみ11,000円 16歳から22歳までの被扶養者はさらに5,000円加算	同じ
住居手当	・持ち家月額2,500円 ・家賃支払者 最高限度額27,000円(家賃55,000円以上)	・持ち家月額2,500円(新築・購入から5年間) ・家賃支払者 同じ
通勤手当	・交通機関利用者(電車バスなど) 55,000円まで全額支給(最高限度額) ・交通用具利用者(自動車、自転車など)=通勤キロ数に 応じて支給 2,000円~24,500円の範囲	同じ

特殊勤務手当	救急手当 月額7,000円(出勤回数により日割減額あり)
--------	------------------------------

地域手当 (H20.4.1)	柳川市	県	国
	0.5%	福岡市内在勤 4.25% 左記以外 3%	0~18%

7. 市債の状況

目的別市債の借入明細書

区分	起債の目的	区分	借入額	資金区分	利率	償還期間 〔据置〕	交付税措置等
一般公共事業	海岸高潮対策事業負担金		千円 34,500	財政融資	1.90	% 20〔3〕	(財源対策債分)23,000千円の50%
	県営かんがい排水事業負担金		8,500	財政融資	1.30	10〔2〕	(財源対策債分)5,600千円の50%
	湛水防除事業負担金		40,300	財政融資	1.70	15〔3〕	(財源対策債分)4,500千円の50%
	沖端漁港広域漁港整備事業負担金		21,700	財政融資	1.90	20〔3〕	(財源対策債分)14,500千円の50% (本来分)7,200千円の50%
	中島漁港広域水産物供給基盤整備事業	繰越	44,100	財政融資	1.70	20〔3〕	(財源対策債分)66,700千円の50% (本来分)33,400千円の50%
		繰越	11,000	JA柳川	1.11	15〔3〕	
小計			100,100				
公営住宅建設事業	密集住宅市街地整備促進事業		60,500	財政融資	2.00	22〔3〕	
	公営住宅建設事業		110,000	財政融資	2.00	22〔3〕	
	小計			170,500			
災害復旧事業	現年発生公共土木施設災害復旧事業		60,600	財政融資	1.30	10〔2〕	借入額の95%
	現年発生農業用施設災害復旧事業		2,900	財政融資	1.30	10〔2〕	借入額の95%
	小計			63,500			
一般補助施設整備等事業	中山地区まちづくり事業		28,100	財政融資	1.70	15〔3〕	借入額の10%
	歴史を活かしたまちづくり事業	繰越	37,900	財政融資	1.70	15〔3〕	借入額の10%
		繰越	54,700	財政融資	1.40	15〔3〕	
	小計			92,600			
合併特例事業	消防施設整備事業		18,400	JA柳川	1.11	15〔3〕	借入額の70%
	道路整備事業	繰越	457,300	JA柳川	1.10	15〔3〕	借入額の70%
		繰越	19,800	JA柳川	1.11	15〔3〕	
	小計			477,100			
	都市計画街路事業負担金		166,300	JA柳川	1.11	15〔3〕	借入額の70%
	市内用排水路整備事業		148,100	JA柳川	1.12	15〔3〕	借入額の70%
	柳川駅東部土地区画整理事業	繰越	220,000	JA柳川	1.11	15〔3〕	借入額の70%
		繰越	90,000	JA柳川	1.12	15〔3〕	
	小計			310,000			
	緊急時用連絡管整備事業出資金		22,000	JA柳川	1.12	15〔3〕	借入額の70%
藤吉小学校校舎建設事業	繰越	200,000	県災害共済	1.30	10〔1〕	借入額の70%	
	繰越	180,000	JA柳川	1.12	15〔3〕		
小計			380,000				
小計			1,521,900				
一般財源化事業	消防施設整備事業		19,600	JA柳川	1.11	15〔3〕	借入額の100%
上水道事業	福岡県南広域水道企業団出資金		2,400	公庫	2.20	28〔5〕	借入額の45%
臨時財政対策債	臨時財政対策債		751,400	財政融資	1.50	20〔3〕	借入額の100%
合計			2,855,100				1,987,255千円(借入額の69.6%)

※JA柳川からの借入は、5年ごとの金利見直し方式による借入れのため、5年後と10年後に利率を見直すことになっています。

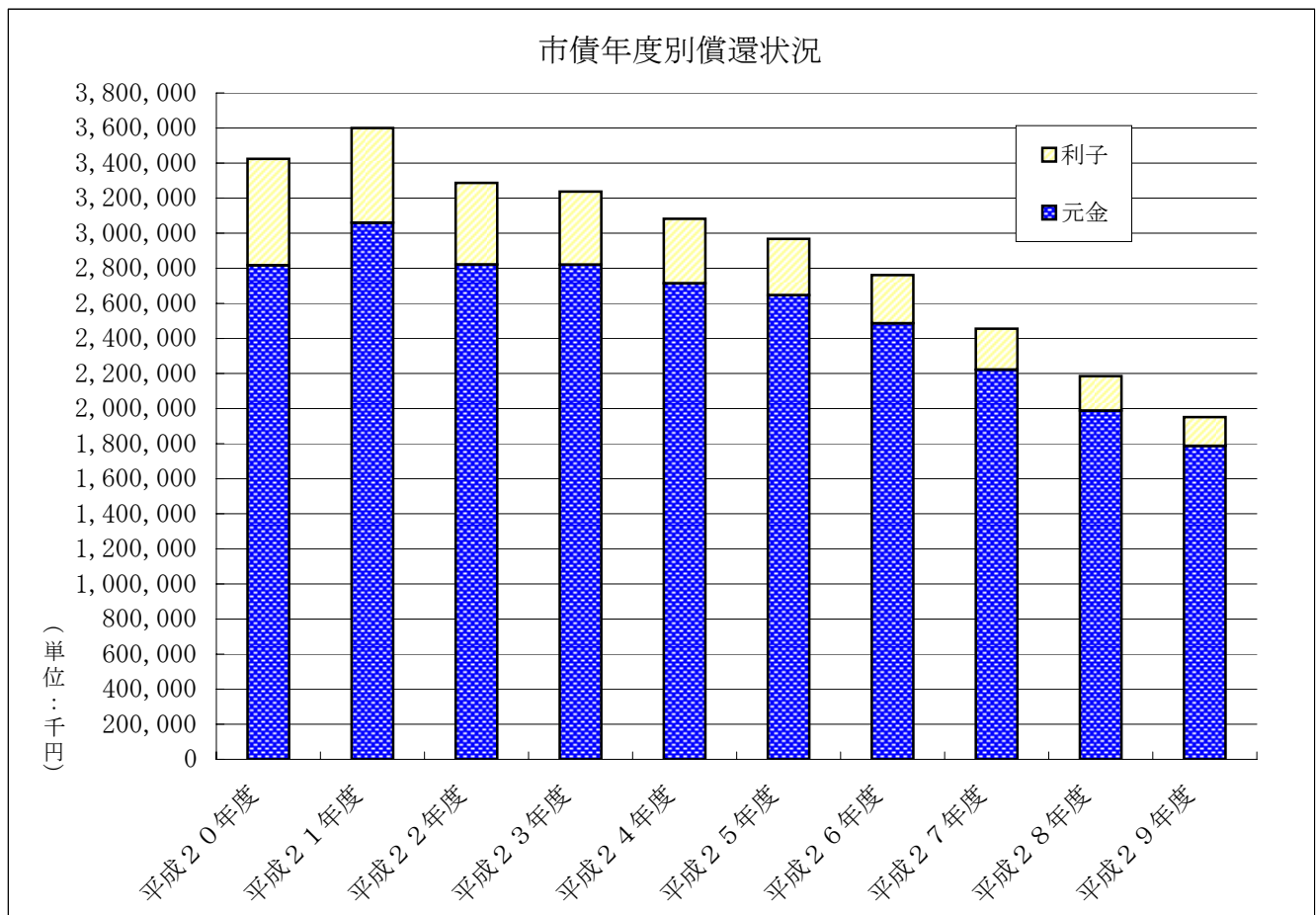
※臨時財政対策債については、10年ごとの金利見直し方式による借入れのため、借入の10年後に利率を見直すことになっています。

○市債借入先別利率別現在高、年度別償還状況

(単位:千円)

	財政融資 資金	郵政公社 資金	公営企業 金融公庫	銀行等引受	共済等	その他	合計	
平成18年度末 現在高 A	14,012,669	6,009,895	3,453,119	9,640,042	412,616	53,229	33,581,570	
平成19年度 発行額 B	1,300,200	0	2,400	1,352,500	200,000		2,855,100	
平成19年度 償還元金額 C	1,159,834	288,980	287,595	744,808	50,269	14,999	2,546,485	
平成19年度末 現在高 A+B-C	14,153,035	5,720,915	3,167,924	10,247,734	562,347	38,230	33,890,185	
上記の 利率別 内訳	1.5%以下	6,663,393	1,705,065	371,100	4,572,789	384,571	37,994	13,734,912
	2.0%以下	5,635,903	2,209,265	1,245,999	4,555,871	177,776	236	13,825,050
	2.5%以下	515,614	5,786	466,488	871,549			1,859,437
	3.0%以下	148,807	861,848	221,039	200,391			1,432,085
	3.5%以下	424,700	2,914	192,669	8,141			628,424
	4.0%以下	162,267	206,844	205,160	38,993			613,264
	4.5%以下	108,393	205,442	340,208				654,043
	5.0%以下	53,770	32,829	27,294				113,893
	5.5%以下	76,138	161,621					237,759
	6.0%以下			97,967				97,967
6.5%以下	334,691	37,862					372,553	
7.0%以下	29,359	266,151					295,510	
7.0%超		25,288					25,288	

※ ・平成19年度地方財政状況調査による（平成19年度末現在高には住宅新築資金等特別会計分30,477千円を含む）
 ・平成19年度償還元金額には、公的資金の繰上償還額117,841千円を含む。



※ 上記グラフには、平成20年度：398,466千円（うち住新1,888千円）、平成21年度：419,022千円（うち住新10,379千円）の公的資金繰上償還金を含む。

8. 合併特例債借入状況

(単位：千円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (予算)	合計
公共事業	1,157,600	2,077,500	1,521,900	1,058,400	5,815,400
まちづくり振興基金	2,345,500				2,345,500
計	3,503,100	2,077,500	1,521,900	1,058,400	8,160,900

(注) 1、合併特例債については、まちづくり振興基金積立財源を除いて274億円まで借入可能ではあるが、合併協議において、その半分の137億円までとなっている。

2、平成20年度分には平成19年度からの繰越分80,000千円を含む。

9. 各種基金の状況

(単位：千円)

基金の名称・目的	元金の財源	18年度末 現在高 A	積立額 B	繰入額 C	19年度末現 在高 A+B-C	Cの内訳
財政調整基金 市財政における年度間の財 源の不均衡を調整するため	市有地売却益 21,750 寄附金 2,208	3,304,343	元金 23,958 利子 1,688 計 25,646	100,000	3,229,989	
減債基金 市債の償還及び管理に必要 な財源を確保し将来にわた る財政の健全な運営を図る	一般財源 487,828	496,900	元金 487,828 利子 計 487,828		984,728	
柳川地域振興基金 旧柳川市の区域の地域振興 を図るため		734,735	元金 利子 1,861 計 1,861	22,700	713,896	地元出役報償費 3,400 学校給食強化磁器食器購 19,300
大和地域振興基金 旧大和町の区域の地域振興 を図るため		575,728	元金 利子 1,459 計 1,459	40,000	537,187	漁業団地建設事業 40,000
三橋地域振興基金 旧三橋町の区域の地域振興 を図るため		1,698,130	元金 利子 4,303 計 4,303	125,000	1,577,433	柳川駅東部土地区画整理 60,000 事業 藤吉小学校校舎等建設事業 65,000
一般廃棄物処理施設基金 一般廃棄物処理施設の建設 及び整備の資金に充てるた め		525,313	元金 利子 計		525,313	
商工会館建設基金 三橋町商工会が所有する商 工会館の新築、増改築及び 補修の際の助成財源に充て るため		1	元金 利子 計	1		基金廃止
まちづくり振興基金 新市の一体感の醸成に資す るためのイベントの開催、 地域振興のための行事の開 催、その他地域基盤の整備 等に充てるため		2,472,391	元金 利子 計		2,472,391	
小 計 (積立基金)		9,807,541	元金 511,786 利子 9,311 計 521,097	287,701	10,040,937	
土地開発基金 (定額運用基金) 公用もしくは公共用に供す る土地を取得し事業の円滑 な執行を図るため		684,798	元金 利子 計		684,798	
奨学資金等貸付基金 (定額運用基金) 福岡県地域改善対策高等学 校等奨学資金及び福岡県地 域改善対策大学奨学金並び に福岡県大学入学一時金の 貸付に関する事務を円滑に 行うため		5,000	元金 利子 計		5,000	
高額療養費支払資金貸付基金 (定額運用基金) 国民健康保険高額療養費支 払資金の貸付けに関する事 務を円滑に行うため		12,000	元金 利子 計		12,000	
小 計 (定額運用基金)		701,798	元金 利子 計		701,798	
合 計		10,509,339	元金 511,786 利子 9,311 計 521,097	287,701	10,742,735	

10. 平成19年度経常収支比率の状況

(単位:%)

区 分	平成19年度 A	平成18年度 B	増減 A-B	備考
1 人件費	29.4	30.3	△ 0.9	職員給の減
2 物件費	12.0	12.1	△ 0.1	
3 維持補修費	0.7	0.9	△ 0.2	
4 扶助費	10.4	10.2	0.2	児童手当等の増
5 補助費等	9.6	9.5	0.1	
(1)一部事務組合	4.0	3.7	0.3	後期高齢者医療負担金等の増
(2) (1)以外	5.6	5.8	△ 0.2	
6 公債費	18.6	17.5	1.1	臨時財政対策債償還金の増等
7 投資及び出資金・貸付金	0.0	0.0	0.0	
8 繰出金	12.5	11.9	0.6	下水道事業繰出金等の増
合 計	93.2	92.4	0.8	

(注) 経常一般財源等収入(減税補てん債、臨時財政対策債借入額を含む)においては、減税補てん地方特例交付金の廃止等により前年度から111,851千円減額となっている。

11. 各財政指標及び地方財政健全化法各比率

(1) 普通会計財政指標

区 分		平成19年度	平成18年度	比較	
標準財政規模		千円	15,187,083	15,013,097	173,986
基準財政収入額	算定替	千円	6,166,818	6,056,758	110,060
	一本算定		6,161,221	6,050,943	110,278
基準財政需要額	算定替	千円	13,449,657	13,303,148	146,509
	一本算定		12,318,236	12,220,571	97,665
財政力指数(3ヵ年平均)			0.489	0.474	0.022
経常一般財源比率		%	100.9	101.9	△ 1.0
経常収支比率		%	93.2	92.4	0.8
公債費比率		%	14.7	14.7	0.0
公債費負担比率		%	17.0	15.6	1.4
起債制限比率(3ヵ年平均)		%	10.3	10.5	△ 0.2
実質収支比率		%	2.16	3.57	△ 1.41
市債現在高		千円	33,890,185	33,581,570	308,615
	政府	千円	19,873,950	20,022,564	△ 148,614
	その他	千円	14,016,235	13,559,006	457,229
積立金現在高		千円	10,040,937	9,807,541	233,396
	財調基金	千円	3,229,989	3,304,343	△ 74,354
	減債基金	千円	984,728	496,900	487,828
	その他特定目的基金	千円	5,826,220	6,006,298	△ 180,078
市 税 総 額		千円	6,655,668	6,010,771	644,897
一 般 財 源 総 額		千円	16,526,190	16,568,716	△ 42,526
平成17年国調人口		人	74,539	74,539	0
住基台帳人口(各年度末現在)		人	73,814	74,635	△ 821
職員数(普通会計内)		人	507	529	△ 22
市民一人当り市税額		円	90,168	80,536	9,633
市民一人当り市債現在高		円	459,130	449,944	9,186
市民一人当り基金額		円	136,030	131,407	4,624
職員一人当り市民数		人	146	141	5

(2) 地方財政健全化法に基づく各比率

区 分	平成19年度決算	平成18年度決算	比 較
実質赤字比率	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—
実質公債費比率(3ヵ年平均)	14.6	15.4	△ 0.8
将来負担比率	96.8	119.8	△ 23.0

(注) 1、平成18年度の各比率は試算値である。

2、「—」は、赤字額なしを示す。

12. 平成19年度 決算の概要

(注)各指標を算出する場合の標準財政規模には臨時財政対策債発行可能額を含む。

(単位：千円)

団体名	柳川市	17年 国調人口	74,539	面積	職員数(人)	一般職員	うち技能労務職	教育公務員	消防職員	臨時職員	計	
類型	Ⅱ-1	20.3.31住基人口	73,814	76.90 km ²	H20.4.1現在	425			82		507	
区分	決算額	区分	決算額	収支の状況		標準財政規模			介護保険広域連合派遣		11	
地方税	6,655,669	人件費	5,134,341	歳入総額	A	普通交付税		7,259,837	国保会計		15	
地方譲与税	371,388	うち職員給	3,345,345			標準税収入額等		7,927,246	後期高齢会計		3	
利子割交付金	31,151	扶助費	5,152,268	歳出総額	B	計		15,187,083	下水道会計		9	
配当割交付金	24,810	公債費	3,180,128						水道会計		13	
株式等譲渡所得割交付金	16,028	元利償還金	3,179,841	歳入歳出差引額	C	税収入状況(現年課税分)		合計		558		
地方消費税交付金	656,569	一時借入金利子	287	A-B	383,268	調定済額	6,683,585	積立金 現在高	財調基金	3,229,989		
ゴルフ場利用税交付金		(小計)	13,466,737	翌年度へ繰り	D	収入済額	6,575,000		減債基金	984,728		
特別地方消費税交付金		物件費	2,726,386	越すべき財源	38,690	徴収率(%)	98.4		その他	5,826,220		
自動車取得税交付金	207,858	維持補修費	128,642	実質収支	E	財政力指数の状況		地方債 現在高	政府資金	19,873,950		
軽油引取税交付金		補助費等	1,958,452	C-D	344,578	基準財政需要額	12,318,236	その他	14,016,235			
地方特例交付金	49,042	うち一部組合負担金	709,693	単年度収支	F	基準財政収入額	6,161,221	現債高倍率(倍)		2.13		
地方交付税	8,495,936	繰出金	2,507,610	繰上償還金	H	財政力指数(3年平均)	0.489	債務負担 行為額 (翌年度以降 支出予定額)	物件の購入等	62,395		
内 普通交付税	7,259,837	積立金	521,097	積立金	G	公債費比率等の状況(%)			保証又 確定			
訳 特別交付税	1,236,099	投資及び出資金・貸付金	365,458		25,646	公債費比率	14.7		は補償 未定			
交通安全対策特別交付金	17,739	前年度繰上充用金		繰上償還金	H	公債費負担比率	17.0	その他	2,353,008			
一般財源(計)	16,526,190	投資的経費	5,821,976		117,841	起債制限比率(3カ年平均)	10.3	実質的なもの				
分担金及び負担金	537,287	うち人件費	77,440	積立金取崩し額	I	健全化比率	実質赤字比率	-	土地開発基金現在高	684,798		
使用料	217,093	普通建設事業費	5,490,178		100,000	(%)	連結実質赤字 比率	-	歳出決算構成比の状況(%)			
手数料	147,108	補助事業費	2,873,428	実質単年度収支	J	実質公債費比率	14.6	将来負担比率	96.8	義務的経費	49.0	
国庫支出金	3,807,834	単独事業費	2,163,140	F+G+H-I	△178,335	その他の指標(%)		人件費		18.7		
国有提供交付金		その他	453,610	歳出決算倍率(倍)	1.73	実質収支比率	2.16	公債費		11.6		
県支出金	2,310,469	災害復旧事業費	331,798	經常一般財源等収入	16,083,632	經常一般財源比率	100.9	投資的経費		21.2		
財産収入	71,121	失業対策事業費		經常経費充当一般財源	14,989,097	經常収支比率	93.2(97.8)	普通建設事業費		20.0		
寄附金	2,808					うち人件費	29.4(30.8)	うち単独事業費		7.9		
繰入金	287,701					うち公債費	18.6(19.5)	失業対策事業費				
繰越金	612,430							その他		29.8		
諸収入	504,485			(注) 公債費負担比率=(13表32行11列) / {(13表38行11列)+(13表40行11列)}							公営事業会計への繰出	
地方債	2,855,100			經常一般財源比率=經常一般財源等収入 / 標準財政規模							国民健康保険事業	624,054
うち減税補てん債				比率の欄は小数点第2位を4捨5入し、倍率の欄は小数点第3位を4捨5入する。							老人保健医療事業	704,862
うち臨時財政対策債	751,400			經常収支比率の()は、減税補てん債及び臨時財政対策債を經常一般財源等から除いたもの							介護保険事業	695,764
				(注) 經常一般財源等収入には、臨時財政対策債を含む。							公共下水道事業	482,930
歳入合計	27,879,626	歳出合計	27,496,358								上水道事業(県南企業団除く)	86,025

財 政 用 語 集

(1)形式収支

形式収支は、出納閉鎖期日における当該年度中に収入された現金と支出された現金の差額を表示したものである。

$$\text{※形式収支} = \text{歳入決算額} - \text{歳出決算額}$$

(2)実質収支

実質収支は、形式収支から事業繰越等に伴い翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額であり、いわゆる発生主義の要素を加味して財政収支の結果をとらえたものである。これは、当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額いわば地方公共団体の純剰余又は純損失を意味するものであり、財政運営の状況を判断するポイントとなる。

$$\text{※実質収支} = \text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}$$

(3)単年度収支

当該年度の実質収支からの前年度の実質収支を差し引いた額であり、当該年度のみの実質的な収支と支出の差額を意味する。

区 分	前年度の実質収支が黒字	前年度の実質収支が赤字
単年度収支が黒字	新たな剰余が生じた	過去の赤字の解消
単年度収支が赤字	過去の剰余金を喰う	赤字額の増加

$$\text{※単年度収支} = \text{当該年度の実質収支} - \text{前年度の実質収支}$$

(4)実質単年度収支

実質単年度収支は、単年度収支に当該年度に措置された黒字要素(財政調整基金積立金、繰上償還)又は赤字要素(積立金取崩し)を除外した場合単年度収支が実質的にどのような状態であったか検証するものである。

$$\text{※実質単年度収支} = \text{単年度収支} + \text{財政調整基金} + \text{地方債繰上償還額} \\ - \text{財政調整基金取崩し額}$$

(5)実質収支比率

実質収支の額の適否を判断する指標であり、標準財政規模に対する実質収支額の割合で示される。実質収支が黒字の場合は正の数、赤字の場合は負の数で表される。経験的には3%~5%程度が望ましいといえる。

$$\text{※実質収支}(\%) = \text{実質収支額} \div \text{標準財政規模}$$

(6)経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示す。すなわち、人件費・扶助費・公債費等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す比率である。

都市では、75%～80%未満……妥当である。

80%以上 ……弾力性を失いつつある。

$$\text{※経常収支比率(\%)} = \frac{\text{経常経費に充当される経常一般財源}}{\text{経常一般財源の額}}$$

(7)標準財政規模

●標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の総量（規模）

【本市における、標準財政規模の算出式】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{標準} \\ \text{財政} \\ \text{規模} \\ \hline \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{基準財政収入額} \\ - \text{地方道路譲与税} \\ - \text{自動車重量譲与税} \\ - \text{交通安全対策交付金} \\ - \text{地方特例交付金児童手当分} \\ - \text{市町村民税所得割に係る} \\ \text{税源移譲相当額の25\%} \end{array}}{0.75} + \begin{array}{l} \text{地方道路譲与税} \\ + \text{自動車重量譲与税} \\ + \text{交通安全対策交付金} \\ + \text{地方特例交付金児童手当分} \\ + \text{普通交付税額} \end{array}$$

(注) 標準財政規模の算定においては、75%で割り戻した後は、市町村民税所得割に係る税源移譲相当額の25%分は加算しない。

(8)公債費比率

公債費比率は、財政構造の弾力性を判断する指標であり、公債費に充てられる一般財源の額の標準財政規模に占める割合を表す比率である。この比率が10%を越さないことが望ましいとされる。

$$\text{※公債費比率(\%)} = \frac{\text{当該年度元利償還金} - (\text{元利償還金充当特定財源} + \text{災害復旧等に係る基準財政需用額算入公債費})}{\text{標準財政規模} - \text{災害復旧等に係る基準財政需用額算入公債費}}$$

(9)起債制限比率

地方債の許可制限に係る指標として地方債許可方針に規定されたものである。

15%～20%未満の団体……要注意団体

20%～30%未満の団体……一般単独事業・厚生福祉施設整備事業の制限

30%以上 ……一般事業債の制限

$$\text{※起債制限比率(\%)} = \frac{\text{当該年度元利償還金} - (\text{元利償還金充当特定財源} + \text{災害復旧等に係る基準財政需用額算入公債費} + \text{事業費補正に係る基準財政需用額算入公債費})}{\text{標準財政規模} - (\text{災害復旧等に係る基準財政需用額算入公債費} + \text{事業費補正に係る基準財政需用額算入公債費})}$$

(10) 公債費負担比率

公債費負担比率は、財政構造の弾力性を判断する指標であり、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合を表す比率である。率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示す。公債費には、繰上償還や一時借入金利子に係るものも含まれる。

15%……警戒ライン

20%……危険ライン

$$\text{※公債費負担比率(\%)} = \frac{\text{公債費充当一般財源(一時借入金利子、転貸債及び繰上償還額を含む)}}{\text{一般財源総額}}$$

(11) 財政力指数

当該団体の財政力(体力)を示す指標であり、指数が高いほど財源に余裕があるものとされている。基準財政収入額を基準財政需用額で除して得た数値の過去の過去3カ年の平均値で示す指数である。

(12) 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で見込まれる税収入を一定の方法で算定したものである。

(収入実績でなく、客観的なあるべき一般財源収入額としての性格を有する。)

(13) 基準財政需用額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準で行政を行うための財政需用のうち、一般財源で賄うべき額を一定の方法で算定したものである。

(14) 自主財源と依存財源

自主財源とは、地方公共団体が自らの権能に基づいて自主的に収入するものを指し、依存財源とは、国や県の意思決定に基づき収入されるものをいう。

※自主財源……地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入

※依存財源……地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債

(15)実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率のこと。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})}{\text{標準財政規模}}$$

- ・繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

(16)連結実質赤字比率

自団体の全会計を対象とした実質赤字額(又は資金不足額)の、標準財政規模に対する比率のこと。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{\text{標準財政規模}}$$

- (A) 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- (B) 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金不足額の合計額
- (C) 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- (D) 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(17)実質公債費比率

普通会計が単年度に支出した元利償還金及び準元利償還金(後年度支出に係る債務負担行為支出額、公営事業会計および一部事務組合への起債償還負担金等)の、標準財政規模に対する比率のこと。この比率は過去3年間の平均比率となっている。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金 (E)}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \quad \text{の3ヵ年平均}$$

(E) 準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの

- ③組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準じるもの

(18)将来負担比率

普通会計が将来負担すべき実質的な負債額(起債償還金、後年度支出に係る債務負担行為支出予定額、職員退職金負担見込額、公営事業会計及び一部事務組合への起債償還負担金見込額、土地開発公社の債務負担見込額等)の標準財政規模に対する比率のこと。

	将来負担額 (F) - (充当可能基金 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額見込額)
将来負担比率 =	$\frac{\text{将来負担額 (F) - (充当可能基金 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額見込額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$

(F) 将来負担額の内容

- ①一般会計等の地方債現在高
- ②債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- ③一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる、当該団体負担等見込額
- ⑤退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち一般会計等の負担見込額
- ⑥設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦連結実質赤字額
- ⑧組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額